

「太陽光発電設備等共同購入事業」

支援事業者募集要領

令和5年1月

山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課

「太陽光発電設備等共同購入事業」
支援事業者募集要領

【目次】

| | |
|---------------------|-------|
| 1. 事業の目的 | - 1 - |
| 2. 募集概要 | - 1 - |
| 3. 事業実施の経費等 | - 2 - |
| 4. 募集スケジュール | - 2 - |
| 5. 応募資格 | - 3 - |
| 6. 参加申込書の提出 | - 3 - |
| 7. 事業計画書の作成 | - 4 - |
| 8. 質問の受付 | - 5 - |
| 9. 審査の方法 | - 5 - |
| 10. 協定の締結について | - 7 - |
| 11. 留意事項 | - 7 - |
| 12. 担当窓口 | - 8 - |

1. 事業の目的

山梨県（以下「県」という。）では、「山梨県電力供給体制強靱化戦略」に基づき、再生可能エネルギーなど自立・分散型電源の普及促進に向け、様々な取組みを実施しています。

また、カーボンニュートラル実現の観点からも、太陽光発電及び蓄電池システム等の更なる普及拡大を図るため、太陽光発電設備等の共同購入を希望する山梨県民（以下「購入希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すことで、太陽光発電設備等の設置を後押しする「太陽光発電設備等共同購入事業」（以下「本事業」という。）を実施することとしました。

今回、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）を募集します。

2. 募集概要

（1）募集する支援事業者の役割

本事業に係る支援事業者募集に参加しようとする者は、県と本事業に関する協定書を締結した上で、広告宣伝による購入希望者の募集や工事施工事業者（以下「施工事業者」という。）の選定や入札を行い、購入希望者と施工事業者のマッチング等を実施します。

（2）協定期間

協定締結から令和6年7月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による連携協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件で更に1年間継続することとし、以後も同様とする。

（3）事業実施範囲

県全域において広く実施すること。

（4）業務内容

別添、仕様書のとおりとします。

（5）事業の流れ

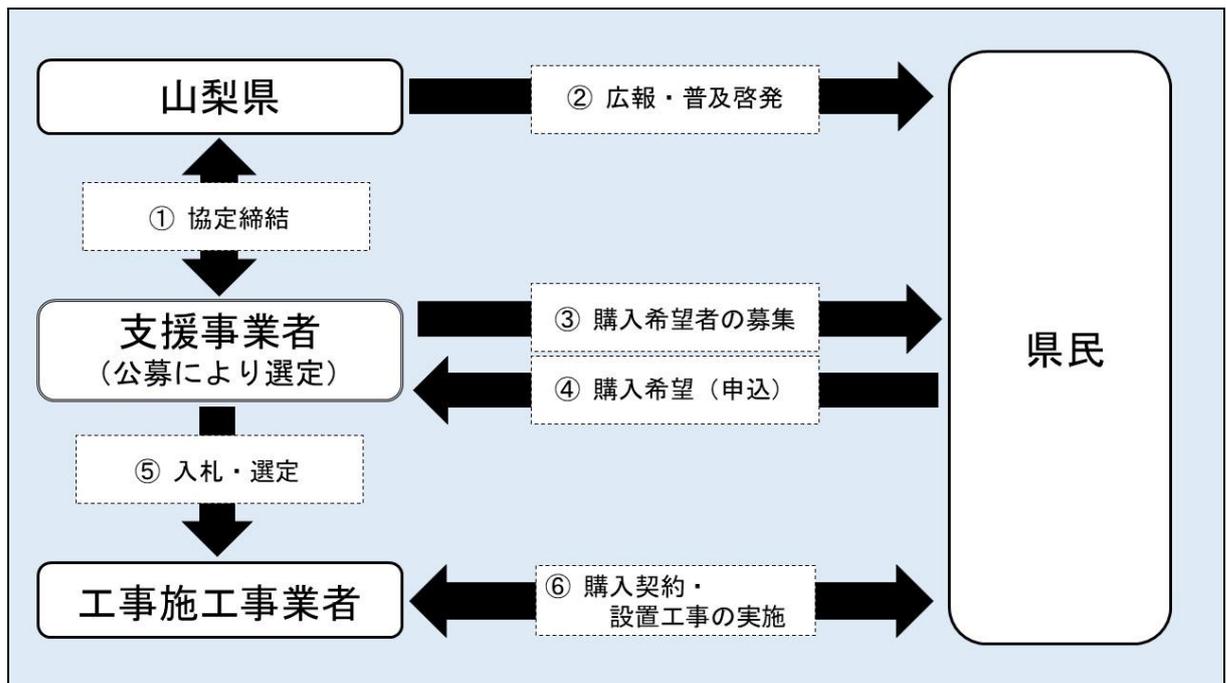
支援事業者は、以下の事項を実施することで、購入希望者と施工事業者をマッチングし、本事業を円滑に実施します。

ア 本事業の支援事業者は、広告宣伝等を行い購入希望者を募集します。

イ 支援事業者は、購入希望者数等を集約し、事前に設定した選定基準に基づき選定した入札資格を付与された施工事業者に、設置予想戸数等の情報提供を行います。

ウ 支援事業者は、入札資格を付与した施工事業者を対象として、太陽光発電設備等に関して入札を実施し、最も安い価格を提示した施工事業者より、施行可能戸数により順次採用します。

- エ 支援事業者は、入札により決定した施工事業者の価格や施工スケジュールを購入希望者へ提示し、購入意思の確認を行います。
- オ 施工事業者決定後、購入意思を示した購入希望者に対し、施工事業者が現場確認等を行い、個別に見積もりを行います。
- カ 支援事業者は、購入希望者に対し個別見積結果を示し再度、購入意思の確認を行います。
- キ 購入意思を示した購入希望者と施工事業者間で直接契約を結び、太陽光発電及び蓄電池システム等を設置します。



3. 事業実施の経費等

本事業に要する経費は、支援事業者が負担することとし、県は負担しないものとします。
 また、支援事業者は、購入希望者から直接、金銭の受領を行わないものとし、施工事業者からの手数料等の受領については、工事完了後とする。

4. 募集スケジュール

| | |
|-----------------|---------------------------|
| a. 募集開始日 | 令和5年1月18日(水) |
| b. 質問受付期間 | 令和5年1月27日(金)～令和5年2月3日(金) |
| c. 質問回答日 | 令和5年2月7日(火) |
| d. 参加申込受付期間 | 令和5年1月27日(金)～令和5年2月10日(金) |
| e. 支援事業者審査 | 令和5年2月中旬頃 |
| f. 支援事業者の決定 | 令和5年2月中旬頃 |
| g. 本事業に関する協定書締結 | 令和5年2月中旬頃 |

5. 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たす者又は複数の者による共同事業体（以下「共同事業体」という。）とします。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続き開始または民事再生手続き開始決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。
※県内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- (6) 健全な財務状況であること。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出方法

- ア 受付期間 令和5年1月27日（金）から令和5年2月10日（金）午後5時まで
（土曜日、日曜日を除く。）
- イ 提出方法 持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」）による。
持参の場合：受付時間は、午前10時から午後5時まで
郵送の場合：令和5年2月10日（金）必着
- ウ 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号（山梨県庁本館8階）
山梨県 環境・エネルギー部
環境・エネルギー政策課企画・地球温暖化対策担当

(2) 応募書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 事業計画書（様式3）及び（様式3-1～3-10）

- ウ 事業者調書（様式4）
- エ 応募資格関係確認書類
 - (ア) 誓約書（応募資格関係）（様式5）
 - (イ) 法人登記簿謄本（発行日から3カ月以内のもの）
 - (ウ) 山梨県の県税事務所が発行する県税（全税目）の納税証明書（発行から3カ月以内のもの）
 - ※県内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - (エ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- オ 財務諸表の写し・最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分
 - (ア) 貸借対照表
 - (イ) 損益計算書
- カ 収支見込等（本事業に関する収支見込及び手数料率（算定の基礎となる資料を含む））
（任意様式）
なお、単年度において事業収支が成り立つ計画であること。

（3）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

（4）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（5）その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同事業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
- ウ 応募書類の提出に際しては、正本1部（電子媒体1部を添付）、副本10部を1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。
- エ 表紙及び背表紙には、事業タイトルと団体名を記入してください。
タイトル「太陽光発電設備等共同購入事業 支援事業者募集申込書」
団体名 株式会社〇〇〇（法人名）
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（県が補正等を求める場合を除く）。
- カ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

7. 事業計画書の作成

以下の項目について、仕様書を参考に事業計画書を作成し提出してください。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、事業計画書には、仕様書記載内容に加えて支援事業者の効果的な提案事項等に関して可能な限り具体的に記載ください。

仕様書に記載されている事業内容が記載されていない場合は、参加が無効となりますのでご注意ください。

- ① 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について（様式3-1）
実施体制図（県、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）（任意様式）
- ② 事業の実績について（様式3-2）
- ③ 事業実施スケジュールについて（様式3-3）
- ④ 購入希望者へ提供する太陽光発電設備等のプランについて（様式3-4）
- ⑤ 広告宣伝、ホームページの構築・運用等について（様式3-5）
- ⑥ 施工事業者の選定等について（様式3-6）
- ⑦ 太陽光発電設備等の施工及び検査について（様式3-7）
- ⑧ 問い合わせ対応について（様式3-8）
- ⑨ リスク管理について（様式3-9）
- ⑩ その他の提案（様式3-10）

8. 質問の受付

（1）受付期間

募集開始日から令和5年2月3日（金） 午後5時まで

（2）提出方法

電子メール（アドレス：kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp）で受け付けます。

ア 指定様式にて添付ファイルにより送付（様式2）

件名には、「共同購入事業質疑 ○○株式会社」と記載のこと。

イ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日を除く。午前10時から午後5時まで。）

ウ 質問への回答は、県ホームページに掲載し、個別には回答しません。

9. 審査の方法

（1）審査方法

（2）の審査基準に基づき企画提案書の審査を行います。審査は書面で行うため、提案者からのプレゼンテーションは実施しません。最も優れた提案をした者を支援事業者として決定します。提出書類に対する不明点等につきましては、個別に聞き取りを行います。

(2) 審査基準

| 区分 | 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
|-------|--------------------------|---|-----|
| ①事業主体 | 実施体制 | 本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。 (技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等) | 10 |
| | 財務状況 | 事業者の経営状況は安定しているか。 | 5 |
| | 事業所の所在地 | 県内に事業所を有しているか。 | 5 |
| ②事業計画 | 事業実績 | 本事業または本事業に類似した事業の実績はあるか。 | 5 |
| | スケジュール | 本業務を期日までに確実に遂行できるような事業計画であるか。 | 5 |
| | 施工可能数 | ・令和6年6月末までに多くの施工数を見込んでいるか。 ・うち令和6年2月末までの施工完了数はどれほどか。 | 5 |
| ③企画提案 | プラン内容 | ・CO2削減効果の高いプラン内容となっているか。(追加できるオプションも含む) ・希望者が購入しやすいよう価格低減が期待できるプラン内容となっているか。(想定される価格低減率) | 10 |
| | 購入希望者の募集 (広告宣伝) | ・効果的、効率的な広告宣伝の手法(媒体、頻度など)となっているか。 ・ホームページの構築方法や運用方法、各広告媒体からのカウントができる方法がとられているか。 | 10 |
| | 施工事業者の選定 | ・公募から選定までの流れが明確かつ公平なものとなっているか。 ・希望者が安心して購入できるよう、施工事業者の実績、財務状況、製品の品質、各種保証、顧客対応能力等が確実に担保できる選定基準となっているか。 ・県内経済への波及効果が期待できるか。 | 10 |
| | 施工検査 | 太陽光発電設備の施工に関して、専門的知見を有する者による検査体制、実施方法がとられているか。 | 10 |
| | 問い合わせ対応 (コールセンターの設置等) | ・事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。 ・専門的知見を有する者による人員研修、マニュアル作成がとられているか。 | 10 |
| | リスク管理 | 想定されるリスクへの対応策が講じられているか(購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策(想定される全般的なトラブル防止策)、施工事業者の在庫余りを防止する方策等) | 10 |
| | その他の提案 | その他、事業の効果・魅力を高めるための提案がなされているか。 | 5 |
| 合 計 | | | 100 |

※②事業計画のうち施工可能数については、令和6年6月末までの導入見込み件数と、令和6年2月中旬までの施工可能数(確実に設備設置工事を完了すると見込む件数)を記載してください。

※③企画提案のうち、問い合わせ対応、リスク管理については、できるだけ具体的な提案内容を記載

してください。

※審査委員の平均得点が60点を下回る場合は、不採用とします。

※審査委員の合計得点が最も高い提案を採用します。

※合計得点が同点であった場合は、次の方法で選定します。

ア 「③企画提案」の合計得点が最も高い提案を採用する。

イ アで同点であった場合は、審査会の審議で選定する。

(3) 審査結果

ア 審査結果については、各申込者に通知します。

イ 支援事業者については、協定締結後、県ホームページにおいて公表します。

(4) 応募が無効となる場合

応募書類が以下の項目に該当する場合には、応募を無効とする場合があります。

ア 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合。

イ 応募書類に虚偽の記載があった場合。

ウ 応募資格に該当しないことが判明した場合。

エ 参加申込書の審査において基準を満たさないと判断された場合。

オ 事業者の選定に係る公平性に影響を与える行為があった場合。

カ 要領及び仕様書に記載の実施事項が事業計画書に記載されていない場合。

10. 協定の締結について

支援事業者候補は、協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には、協定を締結して支援事業者となります。また、事業の実施に当たっては、事業計画書をもとに県と支援事業者が協議を行い、実施する内容を決定します。この際、実施内容について変更が生じる場合があります。

11. 留意事項

(1) 提出書類の取扱い・著作権

応募の際に提出された書類に係る著作権は、支援事業者に帰属します。ただし、本事業に係る場合に限り、県は応募書類に記載されたデータを使用できるものとします。

また、本事業の実施に伴い発生する著作権（財産権）（著作権法第21条から第28条の権利）は、原則、著作者の許可を得ず、県は無償で使用することができるものとします。

(2) 支援事業者は、下記の事項について留意することとします。

ア この事業は、山梨県との協定に基づいて、支援事業者の責任において実施するものであること。

イ 支援事業者は、県を代理する権限を有するものでないこと。

ウ 県が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。

(3) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。

(4) 単独で応募した者は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこととします。また、共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこととします。

(5) 共同事業体で応募する場合は代表する法人を定めることとします。

(6) 共同事業体の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではありません。

(7) 提出書類の変更禁止

原則として提出書類の変更はできません。なお、県は必要に応じ、提出書類以外に資料や図面等の提出を求める場合があります。

(8) 提出書類の保管

申込内容について照会、確認を行う場合があるので、申込書類一式は、必ず写しを保管してください。

(9) 個人情報の適正な管理

ア 支援事業者は、山梨県個人情報保護条例（平成17年条例第15号）を遵守すること。

イ 購入希望者の個人情報については、県・支援事業者・施工事業者間で共有する旨、購入希望者から承諾を得ること。また3者においてのみ情報を共有し、本事業以外には情報を利用しないこと。なお、山梨県における調査等に利用する場合を除くものとする。

(10) 参加申込受付後の取扱い

申込状況及び審査に関する質疑、照会には応じられません。

(11) 参加申込みにあたっては、募集要領、仕様書等を熟読し、遵守してください。

12. 担当窓口

山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課企画・地球温暖化対策担当

住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号（山梨県庁本館8階）

電話：055-223-1506（直通） FAX：055-223-1636